

2023年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
調査レポート

マレーシアにおける理容店、美容室、美容サロン 事業に関する調査報告書（2024年3月）

（2024年3月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)
クアラルンプール事務所
海外展開支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所が TNY Consulting (Malaysia) Sdn Bhd（に作成委託し、2024年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび TNY Consulting (Malaysia) Sdn Bhd は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび TNY Consulting (Malaysia) Sdn Bhd が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・クアラルンプール事務所

E-mail : MAK@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail : Platform-bda@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

SECTION 1:	はじめに.....	1
SECTION 2:	理容店、美容室、美容サロン事業への外国資本参入.....	2
2.1	国内取引・生活費省（Ministry of Domestic Trade and Cost of Living） の認可（WRT ライセンス）	2
2.2	外国資本参入に対する優遇措置.....	4
2.3	外国のフランチャイズ.....	4
SECTION 3:	理容店、美容室、美容サロン事業に必要なライセンス.....	7
3.1	国内取引・生活費省（Ministry of Domestic Trade and Cost of Living） の認可（WRT ライセンス）	7
3.2	ビジネスライセンス（Business License）	7
3.3	就業者の資格.....	8
3.4	外国人就業者の雇用パス.....	8
SECTION 4:	所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先.....	10
添付資料 1	理容店および美容室のライセンス条件.....	13
添付資料 2	2003 年美容およびヘルス施設（連邦直轄区クアラルンプール市： WPKL）条例におけるビジネスライセンスの条件.....	15

SECTION 1: はじめに

現在マレーシアでは、理容店、美容室、美容サロン（ネイルサロン、エステティックサロンを含む）事業について、規制する法令や法律はなく、厳格には監理されていない。マレーシアにおける理容店、美容室、美容サロン事業は一般的に次の 2 種類に分けられる。

- (a) 理容店および美容室 - 髪のカットとトリートメントを扱う。
- (b) 美容サロン - 人の外見の改善・向上を扱う。

上記 2 種類のカテゴリーのうち、マレーシア政府は 2011 年、美容サロン事業および美容療法などのサービスに関する規制を設ける意向を発表した。これは、美容療法やサービスが適切に規制・監理されなければ、消費者の健康被害の可能性もあり、また苦情申し立てもあることによる。

国内取引・生活費省（Ministry of Domestic Trade and Cost of Living : MDTCL（マレー語名 Kementerian Perdagangan Dalam Negeri dan Kos Sara Hidup : KPDN））は、現在、2013 年に発表した「美容産業ガイドライン」（Beauty Industry Guidelines : BIG）の改定作業を行っている¹。2024 年 3 月現在、当該ガイドラインは改訂前を含め未公表であり、入手することはできない。同ガイドラインでは「美容療法」、「美容セラピスト」について以下のように定義している。

- 「美容療法」とは、フェイシャルトリートメント、ボディトリートメント、化粧品の塗布、マニキュア・ペディキュア、付け爪の装着・補修、電気分解療法、温・冷ワックスを用いた脱毛を含む、人の外見を維持、改善・向上させる、または、より健康的な気分にするを意図したあらゆる方法・手段のことである。
- マッサージ師、美容師、エステティシャン、美容コンサルタント、エステティック・セラピスト、エステティック・アシスタントマネージャー、エステティック・マネージャー、コンプリメンタリー・セラピスト、メーキャップ・アーティスト、ネイル・テクニシャンを含む、美容産業の専門家をまとめて「美容セラピスト」と呼ぶものとする。

¹ BIG に関する新聞記事

<https://www.thevibes.com/articles/news/67516/govt-reviewing-beauty-industry-guidelines-deputy-minister>

SECTION 2: 理容店、美容室、美容サロン事業への外国資本参入

2.1 国内取引・生活費省 (Ministry of Domestic Trade and Cost of Living : MDTCL) の認可 (WRT ライセンス)

国内取引・生活費省 (Ministry of Domestic Trade and Cost of Living : MDTCL) は、マレーシアにおける国内流通取引およびサービスに関し、監理・規制を行う主たる政府機関である。

MDTCL は、「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」 (Guidelines on Foreign Participation in Distributive Trade Services in Malaysia : 以下、MDTCL ガイドライン)²を策定・公表し、理容店、美容室、美容サロン事業を含むマレーシアにおける小売、サービス業のほとんどを管轄している。

MDTCL ガイドラインは、外国資本が過半数を占めるマレーシアで流通取引・サービスを行う会社のみ適用される。

理容店、美容室、美容サロン事業は、「MDTCC (Ministry of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism (MDTCL の旧称)) が監理する規制のないサービス」 (Unregulated services under the purview of MDTCC)³であり、MDTCL ガイドライン上、「さまざまなその他の流通形態 (Various Other Distribution Formats) 」の категорияに入るとされている。

MDTCL ガイドライン上、外国資本が過半数を占めるマレーシアで流通取引・サービスを行う会社は、最低 100 万リンギの払込資本が求められ、WRT (Wholesale Retail Trade) ライセンスを取得しなければならない。さらに、申請会社の払込資本金が 100 万リンギあったとしても、自動的に認可されるものではなく、申請の審査を行う際に、下記事項を考慮に入れ、検討される。

- o マレーシアの社会・経済発展への貢献がなされること。
- o 外資による相当額の直接投資が行われること。
- o 計画されている業態において、マレーシアの事業者が存在しないこと。

²MDTCL ガイドライン

<https://www.kpdn.gov.my/images/2023/gp-2022.pdf>

³「MDTCC が監理する規制のないサービス」のリスト

<https://www.kpdn.gov.my/images/dokumen/perdagangan/perdagangan-pengedaran/SENARAI-SUB-SEKTOR-PERKHIDMATAN-YANG-TIDAK-DIKAWAL-SELIA.pdf>

- 雇用機会が創出されること。
- 技術・スキルの移転があること。
- 事業内容がユニークであり、特別であること。

現在 MDTCL は、ハイパーマーケットおよびスーパーストアを除き、WRT ライセンスの申請を行う会社に、外国資本、または最低マレーシア資本の規制を課していない。すなわち外国投資家による 100%株式保有が可能である。

しかしながら、MDTCL は外国資本参入がなくともマレーシア人が行えるような業種には、認可をおろさない傾向にある。

MDTCL ガイドラインおよびその条件・規制は、法令ではない。つまり法的義務ではないので、これらのガイドラインを遵守しなくても法的に罰せられることはない。したがって、WRT ライセンスを取得していなくても、法律に違反しているわけではないため、理容店、美容室、美容サロンを含む外国資本の小売やサービス事業者の中には、同ライセンスを持たずに経営をしている者も少なくない。

しかしながら、外国資本所有の小売やサービス事業者は、WRT ライセンスを得ずに経営ができたとしても、その他の所轄官庁から認可を得るのに困難が生じる場合がある。

WRT ライセンスは、例えば、MDTCL が管轄する事業を行う会社が駐在員・外国人の雇用パスを入国管理局に申請する際の必要書類の 1 つとなっている。

WRT ライセンスは、その発効日から 3 年間有効であり、期限が切れる前に更新申請を行わなければならない。有効期限の 3 か月前までに更新申請をしない場合には、当該申請は新規申請とみなされる。

WRT ライセンスの申請は、下記ウェブサイト上でオンラインにより行う。

<https://bless2.bless.gov.my/bless2/login>

BLESS 2.0 のマニュアル (マレー語)

https://malaysiabiz.gov.my/manualPdf/Manual_Pengguna_BLESS2.0_V0.1.pdf

申請チェックリスト

<https://www.kpdn.gov.my/images/dokumen/perdagangan/perdagangan-pengedaran/SENARAI-SEMAK-BAHARU.pdf>

更新申請チェックリスト

<https://www.kpdn.gov.my/images/dokumen/perdagangan/perdagangan-pengedaran/SENARAI-SEMAK-PEMBAHARUAN.pdf>

申請書フォーム

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.kpdn.gov.my%2Fimages%2Fdokumen%2Fperdagangan%2Fperdagangan-pengedaran%2FBORANG-PERMOHONAN-PERKHIDMATAN-YANG-TIDAK-DIKAWAL-SELIA-USS-1.doc&wdOrigin=BROWSELINK>

2.2 外国資本参入に対する優遇措置

マレーシアにおける理容店、美容室、美容サロンの事業について、マレーシア資本、外国資本のいずれに対しても特定の優遇措置はない。

2.3 外国のフランチャイズ

マレーシアにおけるフランチャイズは、1998年フランチャイズ法（Franchise Act 1998 : Franchise Act）⁴で規制されている。

マレーシアで理容店、美容室、美容サロンをフランチャイズとして経営するには、MyFEX(Malaysia Franchise Express)に登録しなければならない。

「フランチャイザー」「フランチャイジー」「マスターフランチャイジー」の定義は以下の通り。

フランチャイズの種類	定義
フランチャイザー Franchisor	マスターフランチャイジーの権利およびサブフランチャイジーを他者に与える権利を包括したフランチャイズの権利をフランチャイジーに与える者
フランチャイジー Franchisee	フランチャイザーとの関係においてはマスターフランチャイジー、マスターフランチャイジーとの関係においては、サブフランチャイジーを含む、フランチャイズの権利を与えられた者

⁴ 1998年フランチャイズ法（Franchise Act 1998）

[https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1901970_BI/CLEAN%20FINAL%20ACT%20590%20\(ONLINE\).pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1901970_BI/CLEAN%20FINAL%20ACT%20590%20(ONLINE).pdf)

マスターフランチャイジー Master Franchisee	フランチャイザーよりフランチャイズの権利を自己負担で他者にサブフランチャイズとして与える権利を与えられた者
-----------------------------------	-------------------------------------------------------

フランチャイズ法第 54 条に基づき、外国のフランチャイザーがマレーシアでフランチャイズ事業を行う場合、MyFEX に登録をしなければならない。

フランチャイズ登録の申請フォーム

<https://myfexv2.kpdn.gov.my/register>

フランチャイズ登録のマニュアル（マレー語）

https://myfexv2.kpdn.gov.my/storage/portal/document/04_Manual%20Pengguna%20MyFEX%202.0%20-%20Pendaftaran%20Francaisor.pdf

フランチャイズ登録の必要書類

[https://myfexv2.kpdn.gov.my/storage/portal/document/01_Checklist%20of%20Franchise%20Registration%20Document%20\(June%202023\).pdf](https://myfexv2.kpdn.gov.my/storage/portal/document/01_Checklist%20of%20Franchise%20Registration%20Document%20(June%202023).pdf)

2.3.1 外国の「フランチャイザー」がマレーシアにおける自身の事業体を持たない場合

外国の「フランチャイザー」がマレーシアに不在の場合であっても、事業を行うためには、1998 年フランチャイズ法に基づき、登録する必要がある。

フランチャイズ登録の申請には下記情報・書類を提出しなければならない。

- フランチャイズ開示文書
- 1998 年フランチャイズ法第 18 条に基づくフランチャイズ契約書のサンプル
- 事業者登録証明書（会社登記所（Companies Commission of Malaysia）ステータス（現地会社の場合）、外国登記機関によって認証された会社登記証明書（額国会社の場合））
- フランチャイズ運営マニュアル
- フランチャイズトレーニングマニュアル
- マレーシア知的財産公社（MyIPO）の商標証明書の写し
- マレーシア倒産局からの倒産検索結果の写し
- 過去 3 年間の監査済み財務諸表の写し

- o プロトタイプ・アウトレット管理勘定（損益勘定）
- o 会社案内 / 会社概要 / 会社目論見書

2.3.2 外国の「フランチャイザー」がマレーシアで事業を行う場合

外国の「フランチャイザー」がマレーシアでフランチャイズの美容関連事業を自身で直接行う場合は、以下の事項が必要である。

- (i) 1965 年会社法に基づき、会社を設立する。
- (ii) WRT ライセンスを取得する。

フランチャイズ事業は、事業体がマレーシアに存在しない場合を除き、外資が 50%超の場合、MDTCL ガイドラインが適用されるため、WRT ライセンスの申請が必要である。（上述 2.1 参照）

- (iii) 1998 年フランチャイズ法に基づく登録を行う。
- 申請会社は、MyFEX に申請を行う。

MyFEX の登録完了後、会社はビジネスライセンス、雇用パスなどその他の認可申請を行うことができる。

SECTION 3: 理容店、美容室、美容サロン事業に必要なライセンス

3.1 国内取引・生活費省 (Ministry of Domestic Trade and Cost of Living : MDTCL) の認可(WRT ライセンス)

MDTCL ガイドライン上、マレーシアで理容店、美容室、美容サロンを含む、流通取引事業を外国資本 50%超の会社で行う場合、WRT ライセンスを取得しなければならない。(上述 2.1 をご参照)

3.2 ビジネスライセンス (Business License)

理容店、美容室、美容サロンの事業は、事業所の施設において営業を行うため、上述の WRT ライセンスに加えて、事業所施設について発行されるライセンスである「ビジネスライセンス」を事業所所轄の地方自治体（市役所等）から取得する必要がある。

ビジネスライセンスの申請手続きおよび要件は、自治体により一部異なるが、一般的に必要な書類は、下記の通りである。

- 会社プロフィール
- セクション 14 – スーパーフォーム
- セクション 17 – 設立証明書
- セクション 51 – 株主登録
- セクション 58 および 236(2) – 任命通知
- セクション 78 – 株式割当（該当する場合）
- 事業所の周辺図およびレイアウト図面の写し
- 印紙税納付済みの売買契約書（オーナーの場合）、または賃貸契約書（賃貸の場合）の写し
- 建物使用許可書（Certificate of Fitness : CF または Certificate of Completion and Compliance : CCC）の写し消火器領収書の写し
- 納付済み土地に関する固定資産税の写し
- 直近の建物に関する固定資産税の写し

申請フォームは、所轄の地方自治体のウェブサイトまたは窓口より入手する。
なお、事業所において看板を設置する場合には、「看板ライセンス」についても

取得が必要となる。申請に必要な一般的な書類は、上述のビジネスライセンスの必要書類に加えて以下のものがある。

- 看板のサンプル図面
- 看板使用言語の承認書の写し
- 看板の設置場所を示すカラー写真
- 看板設置の敷地所有者からの承認書の写し（該当する場合）

クアラルンプール市役所（Dewan Bandaraya Kuala Lumpur : DBKL）では、条例に基づき添付 1（理容店および美容室）、添付 2（美容サロン）のビジネスライセンスの条件を発行している。

DBKL 申請フォーム

<https://elesen.dbkl.gov.my/>

上記は、DBKL 管轄の理容店、美容室、美容サロンに限定される内容であり、別の地域での事業所施設の立地には、所轄の地方自治体に確認することをお勧めする。

3.3 就業者の資格

現在、マレーシアにおける理容店、美容室、美容サロン事業は規制されていないため、このような事業のオーナーや就業者に対して、特に必要な資格は要求されていない。

3.4 外国人就業者の雇用パス

理容店、美容室、美容サロンが外国人を会社で雇用する場合、入国管理局より雇用パスを取得しなければならない。

入国管理局は、外国資本 51%以上の WRT ライセンスが必要な業種の会社は、雇用パスの申請のためには、WRT ライセンスを取得する必要があるとしている。

入国管理局駐在員サービス部（The Expatriate Service Division (ESD)）ガイドブック

[https://esd.imi.gov.my/portal/pdf/ESD_Online_Guidebook_V4_2023\(2024-](https://esd.imi.gov.my/portal/pdf/ESD_Online_Guidebook_V4_2023(2024-)

[1\).pdf](#)

The Expatriate Service Division (ESD)
The Immigration Department of Malaysia
Website : <https://esd.imi.gov.my/portal/>

MYXpats Centre
Level 4, Surian Tower, No 1 Jalan PJU 7/3, Mutiara Damansara, 47810 Petaling
Jaya Selangor Darul Ehsan
Tel : 03-7839 7171

SECTION 4: 所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先

理容・美容産業に関係する所轄官庁、業界団体、協会の問い合わせ先は、下表の通りである。

No	所轄官庁・業界団体・協会	問い合わせ先
1.	保健省 Ministry of Health	Block E1, E6 & E10 Kompleks E, Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan 62590 Putrajaya Tel : 03-8000 8000 Website : http://www.moh.gov.my/
2.	国内取引・生活費省 流通取引サービス事務局 Distributive Trade and Services Industry Secretariat Ministry of Domestic Trade and Cost of Living	No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2 Federal Government Administration Centre 62623 Putrajaya Tel : 03-8882 5989 Fax : 03-8882 5881 Website : https://www.kpdn.gov.my/en/corporate-info/department/deputy-secretary-general-domestic-trade-development/distributive-trade-and-business-sector/distributive-trade-and-services-industry-secretariat
3.	会社登記所 Companies Commission of Malaysia	Menara SSM@Sentral No 7, Jalan Stesen Sentral 5 Kuala Lumpur Sentral 50623 Kuala Lumpur Tel : 03-7721 4000 Website : https://www.ssm.com.my/Pages/Home.aspx
4.	国内取引・生活費省 フランチャイズ開発・直	Level 1, Menara Block, No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2, Federal

	販部門 Franchise Development and Direct Selling Division Ministry of Domestic Trade and Cost of Living	Government Administration Centre 62623 Putrajaya Tel : 03-8882 6205 Fax : 03-8882 5583 Website : https://www.kpdn.gov.my/en/corporate-info/departement/deputy-secretary-general-domestic-trade-development/distributive-trade-and-business-sector/franchise-development-division?highlight=WyJmcmFuY2hpc2UiXQ==
5.	入国管理局 Immigration Department	Expatriate Service Immigration Department Headquarters No. 15, Level 1-7 (Podium) Persiaran Perdana Presint 2 62550 Putrajaya Tel : 03-8000 8000 Website : http://www.imi.gov.my/index.php/en/
6.	マレーシアフランチャイズ協会 Malaysian Franchise Association	1st Floor Wisma Motor 339 Jalan Tuanku Abdul Rahman 50100 Kuala Lumpur Tel : 03-6241 4141 Website : http://www.mfa.org.my/
7.	クアラルンプール市役所 Kuala Lumpur City Hall (DBKL)	DBKL Tower 1 Jalan Raja Laut 50350 Kuala Lumpur Tel : 03-2617 9000 Fax : 03-2698 0460 Website : https://www.dbkl.gov.my/
8.	マレーシア医師会 Malaysian Medical Association (MMA)	4th Floor, Bangunan MMA 124 Jalan Pahang 53000 Kuala Lumpur Tel : 03-4041 1375

		Fax : 03-4041 8187 Website : https://mma.org.my/
9.	マレーシア理容協会 Malaysian Hair Dressing Association	15-1 & 15-2 Jalan 14/22 Right Angle 46100 Selangor Tel : 03-7957 2019 Website : https://m.newpages.com.my/en/company/143428/Malaysian_Hairdressing_Association.html
10.	マレーシアウェルネス & スパ協会 Malaysian Association of Wellness & Spa	Suite 32-01-100, 32nd Floor Menara Keck Seng, 203 Jalan Bukit Bintang 55100 Kuala Lumpur Tel : 017-989 8952 Website : http://www.mawspa.org

添付資料 1

理容店および美容室のビジネスライセンス条件（連邦直轄区クアラルンプール市の場合）

1. 有効なビジネスライセンスを見やすい場所に常に掲示しなければならない。
2. 施設内で生演奏、カラオケ、スヌーカー・ビリヤードを行うことは、認められない。
3. 理容店・美容室の就業者は 18 歳以上でなければならない。
4. 理容師・美容師は、適切なユニフォーム、またはきちんとした清潔な仕事着を着用しなければならない。
5. 理容師・美容師の接客行為は、適切でなければならない。
6. 理容師・美容師は、年に 1 度は政府認定の医師の健康診断を受け、診断書をクアラルンプール市役所（Kuala Lumpur City Hall）に提出しなければならない。
7. 施設の改装について、クアラルンプール市役所の建築物局（Building Department）からの事前認可なしに、施設に壁や部屋を設けることは認められない。
8. 施設での飲食や飲食物の販売は認められない。
9. 施設へのペットの持ち込み、または施設内でペットを飼うことは認められない。
10. 施設のドアまたは壁はガラス張りとし、建物の中からも外からもはっきり見えるようにしなければならない。ガラスに張り付ける写真やポスターは、ガラス全体を覆うものであってはならない。
11. 施設は理容店または美容室の目的のみに使用されなければならない。施設を売春、ギャンブル、薬物使用等の他の目的で悪用してはならない。事業主の責任において、このような行為が行われないようにしなければならない。
12. クアラルンプール市長または市長により権限を与えられた担当官は、査察のために支障なく随時施設に立ち入ることができる。
13. ビジネスライセンス記載の活動のみ認められる。
14. 営業活動は敷地内のみで行い、敷地周辺の歩道や広場を使用してはならない。
15. 周囲の環境を汚染してはならない。
16. クアラルンプール市役所が認めたゴミ箱を用意し、ゴミはビニール袋に入れてからゴミ箱に捨てなければならない。
17. マレーシアの公序良俗に反する商品を販売してはならない。

理容店および美容室のビジネスライセンス条件（マレー語）

<https://elesen.dbkl.gov.my/elesen3/UploadControl/Portal/GARIS%20PANDUAN%20DAN%20SYARAT-salun%20rambut.pdf>

添付資料 2

2003 年美容およびヘルス施設（連邦直轄区クアラルンプール市：WPKL）条例における ビジネスライセンスの条件

1. ヘルスセンター、スパ、マッサージセンター、美容センター施設を運営するライセンス取得者は、ライセンスを見やすい壁・場所に常に掲示しなければならない。
2. 美容療法センター、ヘルスセンター、スパ、マッサージセンター施設の営業時間は、午前 7 時から午後 12 時までとする。
3. ヘルスセンター、美容センター施設内で生演奏、カラオケ、スヌーカー・ビリヤードを行うことは認められない。
4. ライセンス取得者は、施設が美容療法、健康療法、スパ、疲労回復のためのマッサージのみに使用されることを担保しなければならない。施設をセックスサービスの提供、売春、ギャンブル、薬物乱用またはその他乱暴な行動、不道德な行為に悪用することは禁止する。
5. 美容ケアセンターのライセンス取得者は、マレーシア保健省（Ministry of Health）が認可した物質と美容製品を使用し、顧客の安全のために、常に施設を清潔に保たなければならない。
6. ヘルスセンター、スパ、マッサージセンターのライセンス取得者は、オープンコンセプトのマッサージ空間を提供し、床からの高さが 2 メートル以内のカーテンまたはスクリーンのみを使用し、マッサージ用のベッドを隔てるものとする。または、
7. マッサージサービスを行う場所・部屋には、2 台以上のベッドを置き、マッサージ専用のベッド、シングルベッド、またはシングルベッドマットレスを使用しなければならない。
ドアを付ける場合は、ドアに鍵を掛けてはならず、ドアの 4 分の 1 を占めるサイズの透明ガラスを取り付けなければならない。
8. ライセンス取得者は、就業者およびマッサージ師の名前、身分証明書番号またはパスポート番号、現住所、資格、写真を記録・登録し、登録簿として更新・保管しなければならない。
9. ライセンス取得者は、必ず年に 1 度、就業者およびマッサージ師に、1971 年医師法（法令 50）（Medical Act 1971 : Act 50）に登録されている医師の健康診断を受けさせなければならない。

10. ライセンス取得者は、ライセンス更新申請の際、クアラルンプール市長宛、就業者およびマッサージ師を登録し、その情報に変更があった場合は、書面通知しなければならない。
11. ライセンス取得者は、就業者およびマッサージ師にユニフォームを提供し、マッサージを行っている時間中はユニフォームの着用を徹底させなければならない。
12. ライセンス取得者は、法令およびライセンスの条件遵守を保証するため、クアラルンプール市長が定めた保証金を預け入れなければならない。
13. ライセンス取得者は、下記事項が禁止されている。
 - 13.1 21 才未満のマッサージ師を雇用すること。
 - 13.2 感染性のある疾病の疑いがある就業者またはマッサージ師を雇用すること。
 - 13.3 売春婦または性格に問題があると知られているまたは思われている就業者またはマッサージ師を雇用すること。
 - 13.4 ヘルスセンター、マッサージセンター施設に猥褻な写真や物を展示すること。
14. ライセンス取得者は、以下の安全対策を取り、施設を清潔に保たなければならない。
 - 14.1 施設全体およびマッサージのスペース、トイレ、浴室、ベッド、ベッドシート、床、リビングルームは常に清潔であること。
 - 14.2 プラスチック袋を付けた適切なゴミ箱を提供すること。
 - 14.3 消火器などの適切な消防設備を目立つ場所に設置すること。
 - 14.4 全ての通路、階段、入口、出口には障害物を置かないこと。
15. 当該条例下で発行されたライセンスは譲渡できない。
16. 美容療法センター、ヘルスセンター、スパ、マッサージ施設のライセンスは、期限が切れる 60 日以内に更新しなければならない。

クアラルンプール市長は、ライセンス条件を適宜修正する権限を持つ。

違反行為について

ヘルスセンター、マッサージセンター施設のライセンス取得者が、2003 年美容・ヘルス施設 (WPKL) 条例 (Beauty and Health Establishment (WPKL) By-Laws 2003) の条項およびライセンスの条件に違反し、有罪となった場合、ライセンスは取り消され、保証金は没収される。

2003 年美容およびヘルス施設（連邦直轄区クアラルンプール市：WPKL）条例における
ビジネスライセンスの条件（マレー語）

[https://elesen.dbkl.gov.my/elesen3/UploadControl/Portal/GARIS%20PANDUAN%20DI%20BAWAH%20UNDANG-UNDANG%20KECIL%20ESTABLISHMEN%20KECANTIKAN%20DAN%20KESIHATAN%20\(WPKL\)%202003%20-%20CIK%20HIDAYAH.pdf](https://elesen.dbkl.gov.my/elesen3/UploadControl/Portal/GARIS%20PANDUAN%20DI%20BAWAH%20UNDANG-UNDANG%20KECIL%20ESTABLISHMEN%20KECANTIKAN%20DAN%20KESIHATAN%20(WPKL)%202003%20-%20CIK%20HIDAYAH.pdf)